

奈良県保健医療計画(草案)に対するご意見

| 連番 | 本編・概要版の別 | 項目 | 原文                               | 意見等  | 修正すべき理由  | 回答  | 担当課     |
|----|----------|----|----------------------------------|--|--|---|---------|
| 1  | 本編       | 2  | 計画策定の趣旨<br>「国民の世代が高齢期を迎える平成27年頃」 | 国民の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃  | 既に団塊の世代は、高齢期に入っています。   | 次のとおり修正します。<br>「国民の世代がすべて高齢期に入る平成27年頃」  | 地域医療連携課 |
| 2  | 本編       | 3  | 基本理念<br>奈良県に生まれ                  | 奈良県で生まれ  | すべて県民は、奈良県生まれだけではない。   | 「奈良県で生まれ～体側の構築を目指します。」を「すべての県民が、人生の各段階において必要な医療、介護、福祉の備蓄サービスが適切に受けられる体制の構築を目標します。」に修正します。                                 | 地域医療連携課 |
| 3  | 本編       | 3  | 基本理念<br>医療を継続的に行えるような医療経営        | 医療を継続的に行えるような公的医療機関の医療経営   | 民間医療機関の医療経営方針は、民間医療機関独自に定めるものである。  | この計画は以下のすべての医療機関を対象としたものです。県民によりよい医療を提供するためには、官民にかかわらず、すべての医療機関が健全な経営を行うことが必要であると考えます。                                    | 地域医療連携課 |
| 4  | 本編       | 3  | 基本理念<br>維持できるような医療の経営を実施します。     | 維持できるような医療機関の医療経営を実施します。   | 民間医療機関の医療経営方針は、民間医療機関独自に定めるものである。  | 同上  | 地域医療連携課 |
| 5  | 本編       | 11 | 人口動態<br>年齢調整死亡率                  | 脚注が必要ではないか。  |  | 脚注を追加します。   | 地域医療連携課 |
| 6  | 本編       | 17 | 県民の受療状況<br>平均在院日数                | 一般的には「平均在院日数」は別の計算式があります。「退院患者の平均在院日数」は「退院患者の平均入院日数」と改めた方がいいと思います。 | 厚生労働省の公的資料として①患者調査による平均在院日数、②病院報告による平均在院日数、③概算医療費の推計による平均在院日数の3種類が示されています。ここでは患者調査による平均在院日数を記載しています。違った方がいいです。 | この指標のとおり、平均在院日数については、厚生労働省の公的資料として①患者調査による平均在院日数、②病院報告による平均在院日数、③概算医療費の推計による平均在院日数の3種類が示されています。ここでは患者調査による平均在院日数を記載しています。 | 地域医療連携課 |

## 奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 項目    | 原文              | 意見等  | 修正すべき理由  | 担当課   |
|-------|-----------------|--|--|-------|
| 7 概要版 | 基準病床数（感染症）<br>5 | ここでいう感染症とは？ 28床の具体的な配置は？   | 次のとおりです。<br><br>感染症法にもとづいて知事が指定する感染症指定医療機関と第二種感染症指定医療機関は、第一種感染症指定医療機関は、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症の入院を担当する医療機関で、第二種感染症及び新型インフルエンザ等感染症の入院を担当する医療機関である。二類感染症は、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡熱、南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱（ボリオ）、結核、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ（H5N1）である。 | 保健予防課 |
| 8 本編  | 基準病床数（結核）<br>24 | 前回（H29年4月）の保健医療計画で結核病床が15床削減され、今回さらに30床削減されている。<br>前回、計画策定時にも県内で取容できず他府県に収容されたケースがあることなどが指摘されたが、今回50床に削減しても十分に取容できるのか。 | 厚生労働省が示す結核病床の基準病床数は45.6床となっている。<br>なお、病床利用においては2010年は40.9床、2011年は45.6床が利用されており、実態から見てみて50床で対応可能と判断した。  | 保健予防課 |

奈良県保健医療計画(案)に対するご意見

| 項目<br>別<br>要版の<br>逆番 | ページ | 原文                          | 意見等  | 修正すべき理由  | 回答   | 担当課        |
|----------------------|-----|-----------------------------|--|--|--|------------|
| 9 本編                 | 28  | 地城医療再生計<br>画に基づく公立<br>病院の整備 | 「救命救急病院」、「がん医療」に関しては、マンパワー、や経費の面から県立医大に集約すべきである。2ヶ所に分散させると中途半端になくなってしまう。新たなるマンパワーや財源の確保が可能なら、その具体策も記載すべきである。 | 県立奈良病院の整備にあたつては、2年間(平成20.5～平成23)におよぶ「地域医療等対策協議会」での議論を踏まえて、その課題の解決策の一ととして、県内2ヶ所に高度医療拠点病院を設置することとし、中南和の県立医大と並び立つ、北和地域の拠点病院として位置づけたところ。 | 新病院は、重疾な患者を受け入れる救急医療や高度な放射線治療など最先端のがん医療を行つ高度医療拠点病院としての機能を発揮させたいと考えております。 | 新県立奈良病院建設室 |
| 10 概要版               | 32  | 地城医療再生計<br>画に基づく公立<br>病院の整備 | (2)県立医科大学付属病院・・・整備<br>○竣工予定期間：(第1期) 平成25年度、(第2期) 平成27年度  | 竣工、稼働時期とも第1期は平成25年度、第2期は平成27年度の予定です。   |  | 医療管理課      |
| 11 概要版               | 6   | 地城医療再生計<br>画に基づく公立<br>病院の整備 | 2. 南和地域における公立病院の機能再編(本郷p27の2か所も同じ)   | 1行目～2行目：「救急病院」の標記は一般にいう救急病院とは意味が異なる。急性期病院(救急病院)、療養期病院(地域医療センター)の標記の方がよいと思う。  | 救急病院(急性期)、地域医療センター(療養期)に修正します。   | 地域医療推進課    |

奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 項目                                   | 本文  | 修正すべき理由  | 回答   | 担当課          |
|--------------------------------------|---|--|--|--------------|
| 12 本編<br>地域医療再生計<br>画に基づく公立<br>病院の整備 | <p>・南和地域は広域で人口減少傾向があり、医師、看護師が著明に不足している。約人口 8 万人（H2.2）であるが、出生数・就学児童数は減少し、小学校の統廃合が進んでおり、今後過疎は急速に進行する状況の中で、この地区に 250 床の救急病院（急性期）が整備的・機能的に健全な運営ができると想われる。</p> <p>・南和地域の高齢者層は子息が南和以外で住んでおり、施設老人や夫婦二人が入院が多いと感じている。その後老人が近くの病院に入院希望するなど、子息は多いと実感しており、「南和地域の病院患者約 60 % は地域外の病院に入院している」という状況に至っている。</p> <p>・「南和の医療は南和で守る」という理念に、「南和地区の医療は中和等でカバーする」こととも考慮した方が現実的だと思える。</p> | 南和地域における公立病院の再編  | <p>南和地域の現状を踏まえ、南和地域の医療を守るために、県と南和地域のすべての市町村が構成団体となって、南和広域医療組合を設立し、この組合において、3つの公立病院の医療機能を再編し、役割分担をする新たな体制を整備しているところです。「基本構想」においては、地域新体制の「基点構想」ににおいては、地域の診療所、病院、県立医科大学や附属病院との連携も進めることとしています。</p>   | 地域医療連携<br>推進 |
| 13 本編<br>地域医療再生計<br>画に基づく公立<br>病院の整備 | <p>(1) 基本理念「南和の医療は南和で守る」</p>  | <p>この基本理念では、現状と大きく乖離している。</p> <p>南和の医療は、大阪、和歌山、三重との協力の上で成り立っているのが現状で、南部だけでやることに固執するのはマンパワーの面だけとっても無理がある。地<br/>理的にも広域である。</p> | <p>ご指摘のとおり、南和地域は県全体面積の 6 割超を占める広範囲にわたる地域であります。県と南和地域のすべての市町村が構成団体となる、「南和の医療は南和で守る」という考え方の下、南和地域の医療は具体的には、医療機能が低下していませんす地域の 3つの公立病院を、1つの救急病院（癒瘍期）と 2 つの地域医療センター（癒瘍期）に役割を分担して、新しい組み合わせの 3 つの病院に生まれ変わらせるとともに、また、マンパワー確保も必要と考<br/>えます。医師に看護師との連携も進めています。医師に看護師についても看護専門学<br/>校を新しく体制で運営し、医師、看護師の確保に努めます。</p> | 地域医療連<br>携   |

奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 連番 | 本編・概要版の別 | 項目                  | 原文   | 意見等  | 修正すべき理由  | 回答 | 担当課     |
|----|----------|---------------------|--|--|--|----|---------|
| 14 | 本編       | 地域医療再生計画に基づく公立病院の整備 | ①地域の救急を断らない・・・<br>時間365日、・・・搬送受入を断らない救急医療をめざします。 | 24<br>マンパワー、財源等具体的な裏付けがあるのか。策定計画は作文だけに終わってしまってはいけない。               | ご指摘のように、マンパワーや財源の確保も必要です。県立医科大学の支援により、看護師については看護専門学校を新しく体制で運営し、医師、看護師の確保に努めます。新しい体制整備の財源については、県の地域医療再生基金や医療施設震災化基金も活用しながら、県及び南和地域の市町村が負担します。運営については、効率的な病院経営を図りながら、南和地域の市町村と県が支援します。 |    | 地域医療連携課 |
| 15 | 本編       | 地域医療再生計画に基づく公立病院の整備 |  |  | 南和の救急病院は、災害拠点病院でもあることからヘリポートを設置します。また現在和歌山・大阪と共に運航しているドクターへによる救急患者の搬送も受け入れられます。なお、県独自のドクターへドクターを導入した場合の基地病院、フライドクター・ナースの確保については今後検討していきます。   |    | 地域医療連携課 |
| 16 | 本編       | 地域医療再生計画に基づく公立病院の整備 |  | ②の2～3行目、これは當時この病院にJやNSを常駐させるとの意味であるのか？医大高専救命センター・救急医学講座教授と調整済みか？   | 南和地域の公立病院新体制整備の基本構想を「地域・周辺病院」に統一します。二次救急は、南和地域だけでなく、中和地域の周辺病院も入って輪番体制が運営されているためです。   |    | 地域医療連携課 |
| 17 | 本編       | 地域医療再生計画に基づく公立病院の整備 |  | 病院と地域、病院と周辺病院との協働・連携という読み方でよいのか。又は、地域と周辺病院との協働・連携なのか。かなり具合がよく分からぬ。 | 南和地域の公立病院新体制整備の基本構想から引用しており、「地域・周辺病院」は、南和地域の病院と、「周辺」地域の病院の意味です。  |    | 地域医療連携課 |

奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 項目<br>ページ<br>通番 | 本文<br>概要版 | 修正すべき理由<br>意見等   | 回答<br>担当課   |
|-----------------|-----------|--|---|
| 18 概要版          | 7 医師確保    | (1) ④の「総合医」の標記は、「総合診療医」に変更するのがよい。<br>理由：現在、専門医認証・評価機構など政府で議論中の呼称は「総合診療医」に決まった。 | 「総合診療医」の標記については、現在のところ確定的なものではないため、最終報告の内容や当該報告を受けた国の動向を見直すとともに、「総合診療医」の名称に改めることを検討したいと考えています。  |
| 19 概要版          | 7 医師確保    | 2. 具体的な取り組み<br>医師臨床研修制度の見直し以降、研修先に県外病院を修業する定員の問題もあり、研修先に県外、修業度導入後従来に比し削減されている。 | ここでは、新臨床研修制度導入により、全国どの臨床研修病院でも、奈良県立医科大学卒業後はそのうどを表現しています。また、現在が定められたと zwarが増えたということも、都道府県の研修定数によって大都市を有する都府県の定数が抑制され、結果的に本県に有利になっている面もあります。  |
| 20 本編           | 38 医師確保   |  | 「リハビリテーション科・精神科」等も含めた各診療科における医師不足状況について、県立医科大学と連携し、医療需要や医師提供体制の動向を踏まえた調査、分析を行い、対応を検討していくことといたします。なお、必要な医師数の検討を行う場合には、人口あたりの医師数だけでなく、高齢化の進展、医療技術の進歩を考慮して検討される医療需要や医療提供体制を踏まえた議論が必要と考えています。 |
| 21 本編           | 42 医師確保   | ③患者及び家族の意識の変化等に伴<br>う訴訟・・・   | 訴訟リスクもさることながら、患者、家族の暴力、暴言、言われないクレームが発生する一因になっています。  |

奈良県保健医療計画(草案)に対するご意見

| 連番 | 本編・概要版の別<br>ページ | 項目   | 原文  | 意見等   | 修正すべき理由  | 回答          | 担当課 |
|----|-----------------|------|---|---|--|-------------|-----|
| 22 | 本編<br>43        | 医師確保 | 幅広い診断能力を身につけた「総合医」を育成するのに、まずは現在の「専門医」の教育をうけた上に、さらに「専門医」になる必要がある。一人前の「専門医」になるのに卒後10年はかかるのに、育成は年数が必要となる。「総合医」の育成はかかりすぎます。 | 2.具体的な取り組み (1)地域で人材を育てる取り組みの促進 (4)「ますます診る」・・・「総合医」を育成する・・・  | 現在、厚生労働省においても、「専門医の在り方に関する検討会」において、総合内科や小児科など1.8の専門医制度の基本領域に総合的な診断能力を有する「総合診療」を加えるよう検討を行っています。本県においても、べき地医療のみならず、今後は、複数の疾患をもつた高齢者への対応や、救急の現場で、ますます診断が可能になると予想されています。                                   | 医師・看護師確保対策室 |     |
| 23 | 本編<br>43        | 医師確保 |   | 具体的な取り組みの内容ですので、現状の給付状況と将来の増加予想（具体的な数字）及び、診療科の選択方法の具体的な政策は？ | 本県では奈良県立医科大学及び近畿大学医学部特別進学奨励金制度を対象とする緊急医師確保保険料と全額免除修業資金を平成20年度から運営しています。また、産婦人科等の特定診療科やへき地に勤務する医師の育成を図るために、産婦人科等の育成を図るものとしていますが、今後、医師の不足が予測されるものについても、県立医科大学と連携して、調査・分析を進め、中長期的な観点で医師不足状況を見極めたいと考えています。 | 医師・看護師確保対策室 |     |
| 24 | 本編<br>44        | 医師確保 |   | ⑥奈良県で・・・ドクターバンクを運営します。                                      | 奈良県ドクターバンクは、県内の公立・公的病院やへき地診療所への医師紹介を行っています。平成19年度の開設以来、これまでに、10名の方を公立病院やへき地診療所に紹介し、うち、7名の方の採用が決定しています。   | 医師・看護師確保対策室 |     |

奈良県保健医療計画(案)に対するご意見

| 項目<br>連番 | 概要版 | 原文       | 意見等   | 修正すべき理由<br>回答  | 担当課         |
|----------|-----|----------|---|--|-------------|
| 25       | 概要版 | 8 看護師確保  | (1) ②修学資金貸付による「修学資金」とは、具体的には対象者はいつから? どんな内容か? | 奈良県看護師等修学資金制度では、民間立の看護師学校等に在学する者を対象として修学資金を貸与し、卒業後、県内の200床未満病院等特定施設を勤務を免除していきます。看護師・助産師は36,000円／月、保健師・助産師は21,000円／月です。<br>平成25年度以降は制度を200床未満病院債務の免除対象施設に200床未満を200床未満業した場合は貸与年数+2年、200床以上病院で就業した場合は貸与年数+4年とする予定です。<br>(※) 特定施設：200床以上の病院、診療所、介護老人保健施設等 | 医師・看護師確保対策室 |
| 26       | 本編  | 45 看護師確保 | 2. 具体的な取り組み<br>社会福祉施設に従事している看護職員の数も含まれています。   | 社会福祉施設の看護職員数も含まれています。  | 医師・看護師確保対策室 |
| 27       | 本編  | 48 看護師確保 | 2. 具体的な取り組み<br>の養成 (1) 看護職員の確保                | 看護師等養成機関への支援が必要。補助金を専らやさないと、学生の負担する学費が嵩くなりすぎ、学生が集まらないくなる。特に、県内就職率の悪い学校に対して、国から出ている補助金を県が勝手にカットするやり方には、はなはだ疑問をいだく。  | 医師・看護師確保対策室 |
| 28       | 本編  | 48 看護師確保 | ⑧チーム医療を推進し・・・・アウトソーシングを促進します。                 | 看護師でなくとも実施できる業務を看護師が担当し過重労働になつている場合があるため、看護師が看護業務に専念できるよう各医療現場において業務整理を行い、業務改善を推進するところが必要です。アウトソーシングもそのための手法や医療材料管理制度の外部委託の事例などを参考として、各医療現場において実情を踏まえてご検討いただくことが必要であると考えます。  | 医師・看護師確保対策室 |

奈良県保健医療計画(草案)に対するご意見見聞

| 連番 | 本編・概要版の別<br>ページ | 項目             | 原文                     | 意見等   | 修正すべき理由  | 回答  | 担当課      |
|----|-----------------|----------------|------------------------|---|--|---|----------|
| 29 | 本編<br>49        | 看護師確保          | 福祉施設で働く看護職員の確保も視野に入れた～ | 介護保険施設・社会福祉施設に従事する看護職員（看護師・准看護師）の数と必要な職員数（最低必要数）を基準によつて定められます。        | 県では5年毎に今後5年間の「看護職員給付見通し」を策定していまますか、需要の推計には介護保険施設や社会福祉施設等の看護職員数を含んでいますか。現員数に、今后の施設整備等あたつては、現員数に伴う増加見込み等に伴う増加した数を加えていきます。今見込み等から推計した数を図示を図りながら必要数なども福祉部との連携を図りながら必要数の把握に努め、確保対策を推進します。 |   |          |
| 30 | 本編<br>50        | 歯科医師～その他の医療従事者 |                        | 医師、看護師については人材の確保対策の記述を書いているが、歯科医師以降は現状を書いているのみ。医師、看護師と内容のバランスをとるべきでは。 | 医師、看護師以外の医療従事者の確保対策については、現状や他府県の状況等を調査した上、検討して参ります。  |   | 地域医療巡回携課 |
| 31 | 本編<br>53        | その他の医療従事者      |                        | 言語聴覚士、医療工学技師、臨床心理士等が挙げています。   | 医療従事者の職種が多岐に及ぶため、記載する範囲について今後検討します。  |   | 地域医療巡回携課 |
| 32 | 本編<br>53        | その他の医療従事者      | 作業療法士は305、9人で          | なぜ小数点がつくのか  | 非常に多くの従事者については常勤換算をし、しているためです。   |   | 地域医療巡回携課 |
| 33 | 本編<br>53        | その他の医療従事者      | 老人福祉施設                 | 介護老人福祉施設？   | 老人福祉施設とは、老人デイサービスセンター、老人短期入所老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターとされています。  |   | 地域医療巡回携課 |
| 34 | 本編<br>54        | 介護サービス従事者      |                        |   | 介護老人福祉施設といつた場合、差誤老人ホーム等も含まれるのではないか。  | 老人福祉施設といつた場合は、老人デイサービスセンター、老人短期入所老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センターとされております。 | (老人福祉法)  |
| 35 | 本編<br>54        | 介護サービス従事者      |                        |   |  | 看護職員の数も調査対象となっていました。  | 地域医療巡回携課 |
| 36 | 本編<br>54        | 介護サービス従事者      | 小規模保険施設                | どのような施設類型か、不明。  | 「小規模多機能型居宅介護136人、グループホーム934人。」を挿入します。  | 「小規模多機能型居宅介護136人、グループホーム934人。」を挿入します。                                       | 地域医療巡回携課 |

奈良県保健医療計画(草案)に対するご意見

| 項目 | 本編・概要版の別 | 原文    | 意見等  | 修正すべき理由   | 回答  | 担当課  |
|----|----------|-------|--|---|---|--|
| 37 | 概要版      | 9 がん  | 3. 数値目標<br>2～3行目：意味不明、がんによる75歳未満の死亡数は？<br>死亡率（10万対）の現在数（%）は？ | ・本県でも、国のがん対策推進基本計画と同様に、目標値の考え方としては、「がんによる75歳未満年齢調整死亡率」をして、10年後の平成29年に2.0%減の値（70.0）を目指します。しかししながら、「年齢調整死亡率」という表現をとつていています。 | ・本県でも、国のがん対策推進基本計画と同様に、目標値の考え方としては、「がんによる75歳未満年齢調整死亡率」をして、10年後の平成29年の推計人口から算出して、1,500人といふ表現をとつていています。   | 保健予防課  |
| 38 | 概要版      | 9 がん  | 3. 数値目標<br>○がん検診受診率は全てが50%の意味か？                              | （2）医療提供体制<br>南和医療圏では、がん診療連携拠点病院の指定要件を満たす病院を設置する方向で検討すべきであると考えるが、県の考えは如何。  | ・国の目標は、胃、肺、大腸は当面40%としていますが、県では検討の結果、第1期計画より目標を下げず、これらのがんについても50%に設定しました。  | 保健予防課  |
| 39 | 本編       | 59 がん | （2）医療提供体制<br>南和医療圏では、がん診療連携拠点病院の指定要件を満たす病院がないことから～力ハバーしています。 | 現在、国では「がん診療提供体制の方に関する検討会」が開催され、がん診療連携拠点病院が整備されていない空白二次医療圏の解消方策についても検討されているところであり、国の動向を注視してまいりたい。                          | ・現在、国では「がん診療提供体制の方に関する検討会」が開催され、がん診療連携拠点病院が整備されていない空白二次医療圏の解消方策についても検討されれているところであり、国の動向を注視してまいりたい。  | 保健予防課  |
| 40 | 本編       | 60 がん |  | がん医療に専門に対する「小児外科専門医」が接げている。<br>→本當か？<br>2012/4/1現在 0  | 「保健医療計画（草案）」に記載の表は、県内のがん医療従事者の現状を整理するため、放射線療法、化学療法や5大がんを中心とした公表データからわかる範囲内でとりまとめたもののです。ご指摘のあつた「小児外科専門医」については、「4名、日本小児外科学会（2012/4/1）」として、表に追加します。日本看護医療学会の下記URLで確認したところ、「緩和ケア専門医」は、奈良県内では登録はありませんでした。（なお、四宮D.r、山崎D.rは「暫定指導医」の名簿に登録されています。） | 保健予防課<br><a href="http://www.jspm.ne.jp/nintei/list_mc.html">http://www.jspm.ne.jp/nintei/list_mc.html</a> |

奈良県保健医療計画(草案)に対するご意見

| 連番 | 本編・冊<br>要説の別<br>ページ | 項目 | 原文                             | 意見等  | 修正すべき理由   | 回答                        | 担当課          |
|----|---------------------|----|--------------------------------|--|---|---------------------------|--------------|
| 41 | 本編<br>60            | がん | (8行目) 化学療法については～検討していくことが必要です。 | 「がん診療連携拠点病院～機能の充実が求められます。」との表現について、県の行政計画であるにもかかわらず他人事の、主体性のない表現でいいのか。     | ご指摘の箇所は、「現状と課題」として、がん診療連携拠点病院等（民間病院を含む）における機能の充実について述べた部分であるため、こうした表現をとっています。   | 保健予防課                     | 保健予防課        |
| 42 | 本編<br>61            | がん | (4行目)                          | 必要と思われる病床数は？   | 平成22年12月に実施した「奈良県がん患者等意識調査」をもとに、必要な緩和ケア病床数を推計すると約90床となります。緩和ケアの病床は、多くの施設において、病院の新築の際に整備しているのが現状です。病院の新築に伴つて、今後5年間で70床になる予定ですが、更なる整備の必要性については、次整備されいく緩和ケア病床の利用状況や来年度実施予定の患者・家族満足度調査の結果等を踏まえ、検討することになります。 | 保健予防課                     | 保健予防課        |
| 43 | 本編<br>65            | がん | がん医療の提供                        | 具体性に欠ける  | 現時点での具体的な記載であります。今後、計画の進捗状況と評価をしていく上で、必要に応じ追加修正をしていきます。   | 保健予防課                     | 保健予防課        |
| 44 | 本編<br>67            | がん | 5. 数値目標                        | 表中の2行目から6行目までの目標値として記載の「増加」という表現は行政計画として記載の「増加くない」と思われる。具体的な目標値を設定するべきである。 | がん関係の目標については、「奈良県がん対策推進協議会」において、医療関係者や各種団体の代表者、がん患者やその家族等の方から、様々なる御意見をいたしました。議論を重ねた上で、案としてお示ししています。また、アクトカム（成果）指標として、数値の削減のみることで、がん対策に効果があつたかを評価していきたいと考えています。  | 保健予防課                     | 保健予防課        |
| 45 | 本編<br>67            | がん | 医療機関と連携し、がん予防やがん検診・・・          | 具体的な方策を記載すべき   | 保健医療計画の中では医療と関係する部分の内容となつておらず、具体的な方策等他の計画に記載されています。   | 市町村から対象者に個別案内、勧奨が必要と考えます。 | 健康づくり<br>推進課 |

奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 連番 | 本稿・概要版の別 | 項目     | 原文                             | 意見等   | 修正すべき理由   | 回答  | 担当課     |
|----|----------|--------|--------------------------------|---|---|---|---------|
| 46 | 概要版      | 9 がん   | 2. 対具体的取り組み<br>(1) がん医療        | 「がん地域連携バス」を追加   | 本文に掲載しています。<br>概要版は新たな取り組みをピックアップして今後充実していく内容としています。<br>なお、地域連携クリカリバスについて、平成24年度に5大がんが完成し、今後これを利用した医療連携システムの充実を図っていきます。 | 本文に掲載しています。<br>概要版は新たな取り組みをピックアップして今後充実していく内容としています。<br>なお、地域連携クリカリバスについて、平成24年度に5大がんが完成し、今後これを利用した医療連携システムの充実を図っていきます。                               | 保健予防課   |
| 47 | 概要版      | 10 脳卒中 | 救急搬送ルールを適切に運用するといい、搬送時間の短縮を図る。 | 脳神経外科等脳卒中に対応可能な医療機関の情報がない時がある。確実に受け入れてももらえる体制整備が必要  | 早期搬送体制を整備することにより、安心して暮らせる環境が整備される。  | 救急搬送ルールを運用後の搬送データを基にルールの検証・見直しを行っています。また、現行のシステム(MATCH)にアルタイムに受入情報を入力する機能を追加することとしています。   | 地域医療連携課 |
| 48 | 概要版      | 10 脳卒中 | 2.(6)「連携バス」を運用中。               | 「連携バス」を平成25年度より金県で運用開始。   | 北和で実施していた連携バスモニタリング事業は、平成25年4月より中・南和へ拡大予定である。   | 現状でも中和地域でいくつかの急性期病院が独自の連携バスを運用していますが、北和地域の連携バスを運用していません。県下共通バスにする取り組みを入れて、県下共通バスにする取り組みをしようとしています。本医療計画が施行される時期には中南和地域でバスの利用がはじめられると考え、「運用中」と記載しています。 | 地域医療連携課 |
| 49 | 本編       | 76 脳卒中 | (3行目) 早期の退院や社会復帰が可能となるので、      | 早期の退院や社会復帰の可能性が高くなるので、  | 早期リハビリにより早期退院や社会復帰が100%達成されるのではないか。   | ご指摘のとおり、「早期の退院や社会復帰の可能性が高くなるので、」に修正します。   | 地域医療連携課 |
| 50 | 本編       | 77 脳卒中 | (3行目) 後遺症の危険性も少なくなることから、       | 後遺症の危険性が低くなることから、   | 後遺症のリスクは多い少ないです。<br>高い低いで表現します。   | ご指摘のとおり、「後遺症の危険性が低くなることから、」に修正します。  | 地域医療連携課 |
| 51 | 本編       | 82 脳卒中 | 医療機関等の例                        | 介護老人福祉施設は医療機関ではないが、日常生活への復帰及び日常生活維持のためのリハビリテーションを維持する施設サービスは、地域における連携として介護サービスです。そのため、6. 地域医療連携課にて記載しています。医療機関からの退院の受け皿として、配置されている病院の受け皿として、配置されたいる看護師、看護職員、介護職員等の連携による生活リハビリ機能専門員等の連携による生活リハビリ機能は重要な機能として捉えるべきではないか。 | 付加：介護老人福祉施設   | 付加：介護老人福祉施設   | 地域医療連携課 |

奈良県保健医療計画(草案)に対するご意見

| 回番 | 本編・概要版の別<br>ページ | 項目  | 原文                                     | 意見等  | 修正すべき理由   | 回答 | 担当課     |
|----|-----------------|-----|--|--|---|----|---------|
| 52 | 本編<br>82        | 脳卒中 | 10行目と11行目の間<br>④診療所・介護保健施設の機能に対する規定が次落 | 北和連携バスモデル事業の在り方同様、急性期・回復期・維持期診療所や施設に紹介の場合は、退院後、診療所や施設で連携することとしています。また、バスの運用については、参加医療機関で検討していくこととなります。 | 診療所及び介護老人保健施設につきました。北和の医療機関が運用している連携バスは、退院後、診療所や施設で連携することとしています。また、バスの運用については、参加医療機関で検討していくこととなります。   |    | 地域医療連携課 |
| 53 | 本編<br>82        | 脳卒中 | 具体的な取り組み策                              | 脳卒中は、再発を繰り返し一段一段と日常生活が順番される。再発予防、再発時の対応策が欠如している。   | 再発予防については、記載場所が構成部分でありますが、医療、福祉、介護、医療機関の中でも記載されています。また、医療機関の中でも記載されています。「発症時」の対応になると考えています。   |    | 地域医療連携課 |
| 54 | 本編<br>84        | 脳卒中 | (6)<br>連携バス                            | 奈良県脳卒中連携バスは平成25年度より運用が開始され、北和モデル事業が中・南和へ拡大されました。事業である。   | 現状でも中和地域でいくつかの急性期病院が独自の連携バスを運用していますが、北和地域の連携バスのしくみを取り入れ、県下連携バスにする取り組みをしようとしています。本医療計画が施行されると時期には中和地域では中和地域における利用がはじめられています、「運用中」と記載しています。                                 |    | 地域医療連携課 |
| 55 | 本編<br>84        | 脳卒中 | 数値目標                                   | 患者さんの満足度   | 「患者さんの満足度」を地域の医療体制を表す指標として測定するには、そのためには、その測定手法を定義する必要があります。今回では設定していません。厚生労働省で設定した臓器中医療体制を測定する指標は、予防・救護・急性期・回復期・維持期ごとに異なります。が、全体を通してアットカム指標として設定されていましたので、それを採用することとしました。 |    | 地域医療連携課 |

奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 連番 | 本編・概要版の別 | 項目         | 原文                      | 意見等  | 修正すべき理由   | 回答  | 担当課     |
|----|----------|------------|-------------------------|--|---|---|---------|
| 56 | 本編       | 99 急性心筋梗塞  | (25行目) ドクターへりの活用を進します。  | ドクターへりの活用を可能時間及び頻度の向上を推進します。   | 県では和歌山県と大阪府のドクターへりを共同運航し、金員をカバーしています。急性心筋梗塞に限らず、早急な医療提供が必要な患者については、日中は消防がドクターへりを要請できるようになっています。 | ご指摘のとおり、急性心筋梗塞地域医療連携バスは県中南和地域において先行運用しています。現在、病院・診療所の関係者が、これからも含め、より使い勝手のよい連携バスを検討しているところです。  | 地域医療連携課 |
| 57 | 本編       | 100 急性心筋梗塞 | (8行目) 地域医療連携バスの活用等を推進し、 | 急性心筋梗塞の連携バスは、中・南和においてモデル事業を実施しているのみで、北和を含めた全県下にはまだ拡大されておりません。  | ご指摘のとおり、急性心筋梗塞地域医療連携バスは県中南和地域において先行運用しています。現在、病院・診療所の関係者が、これからも含め、より使い勝手のよい連携バスを検討しているところです。    | ご指摘のとおり、急性心筋梗塞地域医療連携バスは県中南和地域において先行運用しています。現在、病院・診療所の関係者が、これからも含め、より使い勝手のよい連携バスを検討しているところです。  | 地域医療連携課 |
| 58 | 概要版      | 12 糖尿病     |                         | 糖尿病関係が奈良県は特に弱いと思う。<br>2. 具体的な取り組みの中へ、以下の①～③を具体的に入れるべき。<br>①専門医の養成<br>②認定看護師や管理栄養士の育成<br>③NST（栄養サポートチーム）の育成 | 奈良医大等関係機関と協議をしながら検討していきます。  | 糖尿病の年齢調整死亡率は、厚生労働省の人口動態調査の死因上位で原死因が糖尿病であるものの数を調査集団の全体会数で割除して、年齢構成を考慮して求めた値であります。都道府県ごとに、このようないわゆる「標準化された値」として糖尿病の発症状況を他の都道府県と比較することは有用であると考えます。 | 地域医療連携課 |
| 59 | 本編       | 102 糖尿病    | ○奈良県の糖尿病の年齢調整死亡率は、・・・   | 糖尿病で死亡する率は稀であるため、年齢調整死亡率で比較することは無意味  | その旨、付記する。   | 「合併する頻度が高いにもかかわらず、定期的な検査が少ないため発見が遅れることから」   | 地域医療連携課 |
| 60 | 本編       | 104 糖尿病    |                         | 「発症の頻度が高く」   | (追加) 「重症度も増大させることが多く」   | 次のとおり修正します。<br>「合併する頻度が高いにもかかわらず、定期的な検査が少ないとため発見が遅れることから」   | 地域医療連携課 |
| 61 | 本編       | 104 糖尿病    | (10行目) 危険を高め            |  |   | 「重症度も増大させることが多い」を追記します。   | 地域医療連携課 |
| 62 | 本編       | 104 糖尿病    |                         |  |   | ご指摘のデータがあるかどうかについて確認します。  | 地域医療連携課 |

奈良県保健医療計画(案)に対するご意見

| 連番 | 本編・概要の別 | 項目      | 原文                      | 意見等                                 | 修正すべき理由                   | 回答  | 担当課      |
|----|---------|---------|-------------------------|-------------------------------------|---------------------------|---|----------|
| 63 | 本編      | 106 糖尿病 |                         | 切断肢数の統計は?                           |                           | ご指摘のデータがあるかどうかについて確認します。  | 地域医療連携課  |
| 64 | 本編      | 108 糖尿病 | 県内には177人います。            | これが多いのか少ないのか                        |                           | ここでは、奈良県で糖尿病の療養指導に携わる医療従事者の現状を記載しています。充足しているかどうかについての検証は今のこところ行っていません。                      | 地域医療連携課  |
| 65 | 本編      | 108 糖尿病 | 専門医、療養指導医               | 重複していること注意                          |                           | 公となつている資料では、専門医や療養指導医が配置されている医療機関名を把握することができますが、個人単位では把握することができます。したがって、重複の状況を把握することができません。 | 地域医療連携課  |
| 66 | 本編      | 109 糖尿病 | 「糖尿病予防指導管理料」            | 限り                                  | 糖尿病透析予防指導管理料、糖尿病合併症管理料を追加 | 「糖尿病透析予防指導管理料」に修正します。「糖尿病合併症管理料を算定する医療機関の一覧は掲載しています。  | 地域医療連携課  |
| 67 | 本編      | 109 糖尿病 | 県全体で10か所あります。           | ファットケアについて言及なし                      |                           | 糖尿病対応に関する指導を実施する医療機関の状況については105ページに記載しています。   | 地域医療連携課  |
| 68 | 本編      | 109 糖尿病 | (5行目) (1) 予防            | 「健診を受診して糖尿病を指摘されたあと、すみやかに医師につなげてゆく」 |                           | 健診から医療機関への受診については(2) 診療体制の整備の中で記載されています。ご意見として検討いたします。                                      | 健康づくり推進課 |
| 69 | 本編      | 109 糖尿病 | (2行目) ○糖尿病を専門に診療する医師・・・ | かかりつけ医のスキルアップも支援する                  |                           | 「糖尿病専門医の協力の下、かかりつけ医が診療力アップや最新のエビデンスに基づいた医療が行えるよう研修会等を開催」するなどを記載しています。                       | 地域医療連携課  |
| 70 | 本編      | 110 糖尿病 | ②イ すべての医療機関（歯科を含む）      | "含む" ではない                           |                           | すべての医療機関、歯科診療所に修正します。   | 地域医療連携課  |

奈良県保健医療計画(素案)に対するご意見

| 連番 | 本編・概要版の別 | 項目      | 原文                                 | 意見等   | 修正すべき理由   | 回答   | 担当課      |
|----|----------|---------|------------------------------------|---|---|--|----------|
| 71 | 本編       | 112 糖尿病 | (7行目) 腎症の場合、腎臓超音波検査、腎生検、血液透析等が実施可能 | それより先に腎症進展を阻止するための重点的な指導が必要   | ここでは、慢性合併症の治療を行う機能をもつ医療機関に求められる事項を整理して記載しています。                        |  | 地域医療連携課  |
| 72 | 本編       | 112 糖尿病 | (22行目) コントロールが不可となつた場合             | 「増悪した場合」  | 「不可」と表現すると治療のガイドラインでの「不可」と紛らわしい                                       | 「増悪した場合」に修正します。  | 地域医療連携課  |
| 73 | 本編       | 112 糖尿病 | (30行目) 糖尿病が良くなる                    | 「血糖コントロールが改善することもあることが報告されています。」  | 「血糖コントロールが改善することもあります。」   | 「血糖コントロールが改善することもあります。」                                  | 地域医療連携課  |
| 74 | 本編       | 114 糖尿病 | (9行目) 学生による                        | 学生に対して  | 「学生ボランティアによる若い世代(高校生、大学生等)への情報発信」に修正します。                              |  | 地域医療連携課  |
| 75 | 本編       | 114 糖尿病 | ③県民に対する・・・普及啓発                     | リスクと内容不一致   | 「③県民に対する糖尿病予防に関する普及啓発」に修正します。   |  | 健康づくり推進課 |
| 76 | 本編       | 114 糖尿病 | (33行目) 糖尿病診療に係るデータ                 | 診療を行う際の検査値等   | 「診療を行う際の検査値等」に修正します。  |  | 地域医療連携課  |
| 77 | 本編       | 115 糖尿病 | 具体的な取り組み                           | 付加：介護保険による居宅サービス利用ホーム、小規模多機能施設など居宅サービスを利用している糖尿病患者や特別養護老人ホーム入居者の糖尿病の対策として、介護保険施設入所者の糖尿病の対策についても検討します。 | グループホーム、小規模多機能施設など居宅サービス利用による居宅サービス利用者や特別養護老人ホーム入居者の糖尿病の対策についても検討します。 | 「介護保険による居宅サービス利用者や特別養護老人ホーム入居者の糖尿病の対策についても検討します。」を追加します。 | 地域医療連携課  |
| 78 | 本編       | 115 糖尿病 | ②一般のかかりつけ医療機関・・・                   | 糖尿病連携手帳を活用する  | 糖尿病連携手帳を活用した仕組み作りについて、奈良県医師会や糖尿病関係者と協議を行ながら検討します。                     |  | 地域医療連携課  |